

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2022年 6 月29日

【会社名】 川崎設備工業株式会社

【英訳名】 KAWASAKI SETSUBI KOGYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 廣 江 勝 志

【本店の所在の場所】 名古屋市中区大須一丁目 6 番47号

【電話番号】 052 (221) 7700 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 三 輪 敬

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区大須一丁目 6 番47号

【電話番号】 052 (221) 7700 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 三 輪 敬

【縦覧に供する場所】 川崎設備工業株式会社東部支社
(東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目28番 4 号)

川崎設備工業株式会社西部支社
(大阪市淀川区宮原四丁目 1 番14号
住友生命新大阪北ビル 8 F)

川崎設備工業株式会社岐阜支店
(岐阜市若宮町八丁目12番地)

川崎設備工業株式会社神戸支店
(神戸市中央区八幡通三丁目 1 番14号
サンサポートビル 4 F)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金8円 総額95,713,384円

ロ 効力発生日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることができるようになることから、変更案第17条第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は所定の期日をもって削除するものといたします。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、廣江勝志、番清彦、関弘行、山崎広、中村健司、古川隆、小山裕康および黒柳良子を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、福村宏之を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、佐々木祥夫を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	109,832	233	0	(注)1	可決 99.79
第2号議案 定款一部変更の件	109,865	200	0	(注)2	可決 99.82
第3号議案 取締役8名選任の件			0		
廣江 勝志	107,756	2,309	0		可決 97.90
番 清彦	109,657	408	0		可決 99.63
関 弘行	109,813	252	0		可決 99.77
山崎 広	109,830	235	0	(注)3	可決 99.79
中村 健司	109,815	250	0		可決 99.77
古川 隆	109,808	257	0		可決 99.77
小山 裕康	109,817	248	0		可決 99.77
黒柳 良子	109,837	228	0		可決 99.79
第4号議案 監査役1名選任の件				(注)3	
福村 宏之	109,824	241	0		可決 99.78
第5号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)3	
佐々木祥夫	109,841	224	0		可決 99.80

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。